



県 章

滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年)
3 月 11 日
第 3973 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (流域政策局)	1
※「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (県民活動生活課)	1
○ 告 示	
林業種苗法による生産事業者の登録 (森林保全課)	2
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出 (水産課)	3
土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	3
土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)	3
○ 公 告	
特定非営利活動法人定款変更認証申請公告 (県民活動生活課)	4
農用地利用配分計画認可申請公告 (農業経営課)	4
土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告 (都市計画課)	4
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (南部)	5
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告 (湖北)	5
○ 病院事業庁公告	
平成27年度滋賀県職員採用選考実施公告	5

規 則

滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 3月11日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第13号

滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県流域治水の推進に関する条例 (平成26年滋賀県条例第55号) 付則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、平成27年 3月30日とする。

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月11日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第14号

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例施行規則 (平成15年滋賀県規則第21号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 (見出しを含む。) および第 3 条 (見出しを含む。) 中「第12条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改める。

第 4 条 (見出しを含む。) 中「第15条第 1 項」を「第17条第 1 項」に改め、同条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

(条例第15条第 1 項の特殊詐欺)

第 4 条 条例第15条第 1 項の刑法 (明治40年法律第45号) 第246条の罪 (以下「詐欺」という。) または同法第246条

の 2 の罪（以下「電子計算機使用詐欺」という。）であって、これらの罪に当たる行為の態様が特殊なものとして規則で定めるものは、人を欺く手段が不特定多数の者に対し電話、郵便またはインターネットを利用する等対面によらないものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座または貯金口座への振込みが利用された詐欺または電子計算機使用詐欺であって、次に掲げる名目によるもの
 - ア 親族、警察官、弁護士等に身分を偽った者から告げられた交通事故、痴漢等の架空の事件の解決に必要な示談金等の名目
 - イ 架空の事実に対する未払金等の請求に係る精算に必要な料金等の名目
 - ウ 架空の融資の勧誘に係る当該融資の保証金等の名目
 - エ 価値の乏しいまたは架空の有価証券、外国通貨等が価値のある金融商品である旨等の虚偽の情報提供に係る当該有価証券、外国通貨等の購入代金の名目
 - オ ぱちんこ等の必勝法、宝くじの当選番号等に関する虚偽の情報の提供に対する会員登録料、情報料等の名目
 - カ 異性の紹介等に関する虚偽の情報の提供および当該提供に係る異性との交際に必要な会員登録料、保証金等の名目
 - キ アからカまでに掲げる名目のほか、これらの名目に類似する名目
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の職員等の身分を偽り、税金の還付等に必要な手続と誤信させ、財産を得る方法として現金自動預払機を操作させ、預金口座または貯金口座から現金を振り込ませた詐欺または電子計算機使用詐欺
- (3) 財産を得る方法として郵便、宅配便等が利用され、またはその被害を受けた者から直接財産を交付させた詐欺であって、その名目が第 1 号アからキまでに掲げる名目によるもの
(条例第 15 条第 1 項の事業者)

第 5 条 条例第 15 条第 1 項の特殊詐欺に当たる行為に利用されるおそれのある役務の提供を業として行う者として規則で定める者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業を営業者およびその者のために貨物運送契約の締結の媒介、取次または代理を業として行う者
- (3) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）第 2 条第 3 項に規定する携帯音声通信事業者、同法第 6 条第 1 項に規定する媒介業者等および同法第 10 条第 1 項に規定する貸与業者

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

滋賀県告示第 60 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 10 条第 3 項の規定により登録した生産事業者は、次のとおりである。

平成 27 年 3 月 11 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

登録 番号	生産事業者の氏名および住所		生産事業の内容				事業所の名称および所在地	
	氏 名 〔法人にあつては、その名称および代表者の氏名〕	住 所 〔法人にあつては、その主たる事業所の所在地〕	種 穂 採取	苗 木 精選	幼 苗 育成	木 外の苗木の育成	名 称	所 在 地
217	松居農園株式会社 代表取締役 松居 隆地	東近江市五個荘 小幡町 68-12			○	○	松居農園株式 会社	東近江市五個荘 小幡町 68-12

滋賀県告示第61号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年3月11日

滋賀県知事 三日月 大造

1 届出事項

発起人の住所および氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
近江八幡市沖島町222 森田正行	滋賀県沖島加入区	沖島漁業協同組合
近江八幡市沖島町211 小川吉嗣		
近江八幡市沖島町318-6 北村重俊		

2 指定漁船調書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所
平成27年3月11日から 平成27年3月25日まで	滋賀県農政水産部水産課

(沖島漁業協同組合においても、指定漁船調書を閲覧することができる。)

滋賀県告示第62号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月11日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
丹生川支流(1463019)	米原市下丹生	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第63号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月11日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
札場川(1)(1504021)	長浜市西浅井町小山	次の図のとおり	土石流
札場川(2)(1504203)	長浜市西浅井町小山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第64号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月11日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
札幌川(2) (1504203)	長浜市西浅井町小山	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年3月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 申請のあった年月日 平成27年3月2日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 喜房会
特定非営利活動法人の代表者の氏名 五味由紀子
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 彦根市後三条町468番地
特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、地域の人々、とくに高齢者や子ども達、さらにそれぞれの家族が安心していきいきと暮らしていけるように支援する活動、及び地域に根ざし一人ひとりを大切にしたい事業を行い、地域福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
- 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号
- 関係書類の縦覧期間および時間 平成27年3月2日から平成27年5月2日までの縦覧場所における執務時間内

農用地利用配分計画認可申請公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月11日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名または名称	住 所	
有限会社クサツパイオニアファーム	草津市馬場町657-7	草津市御倉町石塚929
有限会社アグリ草津	草津市下笠町3174	草津市下笠町西二又3632他5筆
田中 廣之	草津市上寺町355	草津市上寺町ツハ板594-2他5筆
今村 正勝	草津市上寺町380	草津市上寺町無名高656他2筆
久保 昇	草津市木川町763	草津市木川町七反畑754-1他1筆

- 申請年月日 平成27年3月3日
- 縦覧場所 滋賀県農政水産部農業経営課および滋賀県大津・南部農業農村振興事務所
- 縦覧期間 平成27年3月11日から平成27年3月25日まで

この公告に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、滋賀県知事に対して意見書を提出することができる。

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、大津湖南都市計画草津市追分丸尾土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

平成27年 3 月 11 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日
 組合の名称 草津市追分丸尾土地区画整理組合
 事務所の所在地 草津市追分町1663番地
 設立認可の年月日 平成15年 1 月 8 日
- 2 事業計画の変更の内容 事業施行期間および資金計画の変更
- 3 変更認可の年月日 平成27年 3 月 11 日

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成27年 3 月 11 日

滋賀県南部健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
株式会社フラワープロジェクト	守山市今浜町2624-88	ホームヘルパーステーションひまわり	守山市今浜町2624-88	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成27. 3. 1	2510700335

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、天の川沿岸土地改良区の定款の変更は、平成27年 2 月 27 日に認可した。

平成27年 3 月 11 日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 伊 藤 利 昭

病院事業庁公告

平成27年度滋賀県職員採用選考実施公告

平成27年度滋賀県職員採用選考を次のとおり行います。

平成27年 3 月 11 日

滋賀県病院事業庁長 笹 田 昌 孝

- 1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選考区分	採用予定人員	主な職務内容
医療事務(B)	1 人程度	県立病院における診療記録および診療情報の管理・分析等の医療事務ならびに病院事務全般に係る業務
薬剤師	1 人程度	県立病院における薬事業務

- 2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選考区分	所有すべき資格	年 齢
	一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科	昭和31年 4 月 2 日以降に生まれた者

医療事務(B)	病院協会および公益財団法人医療研修推進財団が主催する診療情報管理士認定試験に合格し、診療情報管理士に認定された者
薬剤師	<p>次のアおよびイに該当すること。</p> <p>ア 薬剤師の免許を有し、病院における薬剤師としての職務経験（非常勤職員の期間にあつては、概ね週30時間程度の勤務をもって職務経験とみなす。）が5年以上ある者</p> <p>イ 一般社団法人日本病院薬剤師会が認定するがん専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師、感染制御専門薬剤師、感染制御認定薬剤師、一般社団法人日本医療薬学会が認定する指導薬剤師、認定薬剤師、がん専門薬剤師、がん指導薬剤師、薬物療法指導薬剤師、薬物療法専門薬剤師、公益社団法人日本化学療法学会が認定する抗菌化学療法認定薬剤師、一般社団法人日本緩和医療薬学会が認定する緩和薬物療法認定薬剤師、日本腎臓病薬物療法学会が認定する腎臓病薬物療法認定薬剤師、一般社団法人日本静脈経腸栄養学会が認定する栄養サポートチーム専門療法士、一般社団法人日本糖尿病療法指導士認定機構が認定する糖尿病療法指導士のいずれかの資格を有する者、または病院において治験コーディネーターとしての職務経験（非常勤職員の期間にあつては、概ね週30時間程度の勤務をもって職務経験とみなす。）が3年以上ある者</p>

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 平成27年6月1日（相談に応じます。）

(2) 勤務場所

選 考 区 分	勤 務 場 所
医療事務(B)	滋賀県立成人病センター等
薬剤師	

(3) 給与等

選 考 区 分	給料月額	備 考
医療事務(B)	168,900円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額
薬剤師	217,200円	大学4年課程卒業後、5年間の職務経験を得た後に採用された場合の額

ア 給料は、給料月額の他にそれぞれの支給条件に応じて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、これらの額は、平成27年1月1日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考

(1) 日時および場所

ア 第1次考査

日時 平成27年4月18日(土)9時30分集合

場所 滋賀県立成人病センター（守山市守山五丁目4番30号）

イ 第 2 次 考 査

日時 平成27年 4 月 25 日（土）

場所 滋賀県立成人病センター（守山市守山五丁目 4 番30号）

※ 上記は予定です。集合時間等の詳細は第 1 次 考 査 の 合 格 者 に 通 知 し ま す。

(2) 方 法

ア 第 1 次 考 査

選考区分	種 目	内 容
医療事務(B)	専門試験	記述式により、識見、思考力、表現力、医療事務職員としての素養等について試験を行います。
	書類審査	必要な書類に基づいて審査します。
薬剤師	専門試験	記述式により、識見、思考力、表現力、薬剤師としての素養等について試験を行います。
	書類審査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話・PHS等の使用は、できません。）。

イ 第 2 次 考 査

種 目	内 容
口 述 試 験	各選考区分職員としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物について個別面接による口述試験を行います。
適 性 検 査	公務員として必要な適性について検査を行います。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

(3) 結 果 発 表

ア 第 1 次 考 査 平成27年 4 月 22 日（水）までに通知する予定です。

イ 第 2 次 考 査 平成27年 5 月 8 日（金）頃に通知する予定です。

5 受 験 手 続 お よ び 受 付 期 間

(1) 出 願 票 を 持 参 ま た は 郵 送 す る 場 合

ア 受験手続 出願時提出書類を受付期間内に、滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立成人病センター内）に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分（例「医療事務(B)」）を書いて、特定記録または簡易書留により送付して下さい。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。平成27年 4 月 15 日（水）までに受付票が到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課に問い合わせてください。

また、第 1 次 考 査 当 日 に、第 1 次 考 査 当 日 必 要 書 類 を 持 参 し て く だ さ い。

イ 提 出 書 類

提出時期	提 出 書 類	備 考
出 願 時	出願票 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	未使用の郵便はがき 1 枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
第 1 次 考 査 当 日	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表 1 通	所定の用紙に記入してください。
	職務経歴票 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受験資格を証明する認定証原本および写し 1 部	原本は当日返却します。

ウ 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目 4 番30号

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んだ上で、滋賀県病院事業庁のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

出願を受け付けた場合は、「しがネット受付サービス」から受付票ファイルのダウンロード方法をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日持参してください。平成27年 4 月15日 (水)までにメールが届かない場合は、滋賀県病院事業庁経営管理課に問い合わせてください。

また、第 1 次考査当日に、第 1 次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
第 1 次考査当日	受付票	メールで受信した受付票を印刷し、最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。 受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表 1 通	所定の用紙に記入してください。
	職務経歴票 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受験資格を証明する認定証原本および写し 1 部	原本は当日返却します。

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「平成27年度 滋賀県職員採用選考受験願書請求」と書き、選考区分（例「医療事務(B)」）、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

(4) 受付期間

受付方法	受付期間
持 参	平成27年 3 月11日 (水)から平成27年 4 月15日 (水)まで ※ 8 時30分から17時15分まで受け付けます (土曜日および日曜日を除く。)
郵 送	平成27年 3 月11日 (水)から平成27年 4 月13日 (月)まで ※ 平成27年 4 月13日 (月)までの消印有効
インターネット	平成27年 3 月11日 (水)正午から平成27年 4 月13日 (月)17時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目 4 番30号 電話 077-582-5852